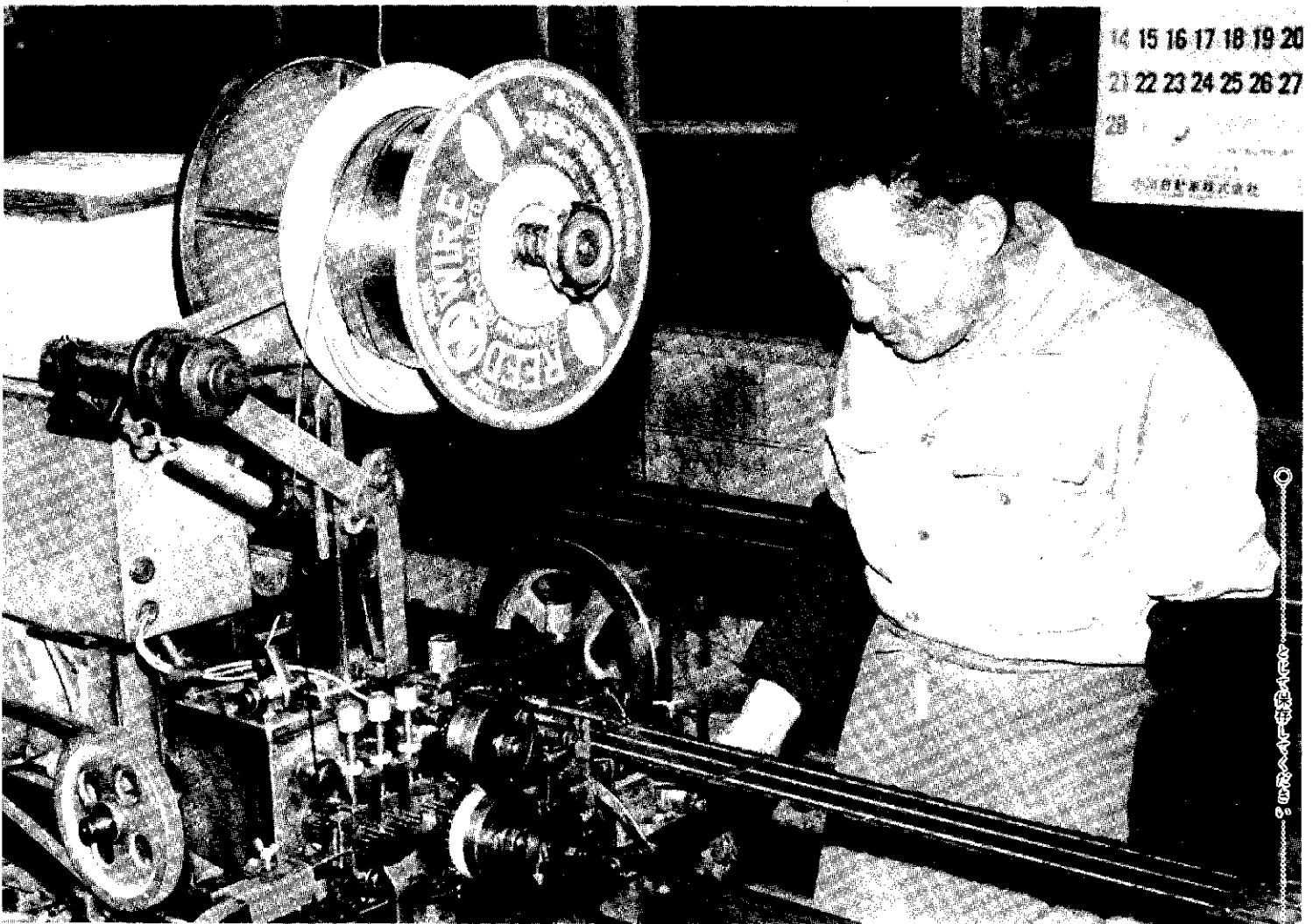
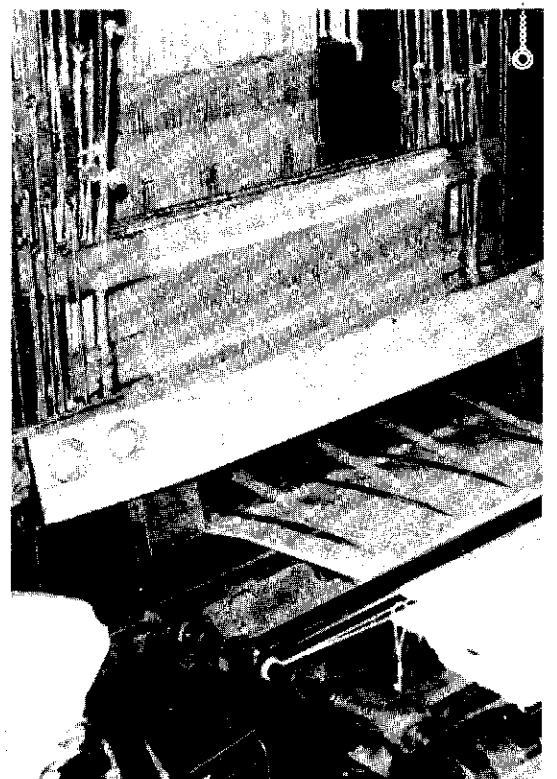
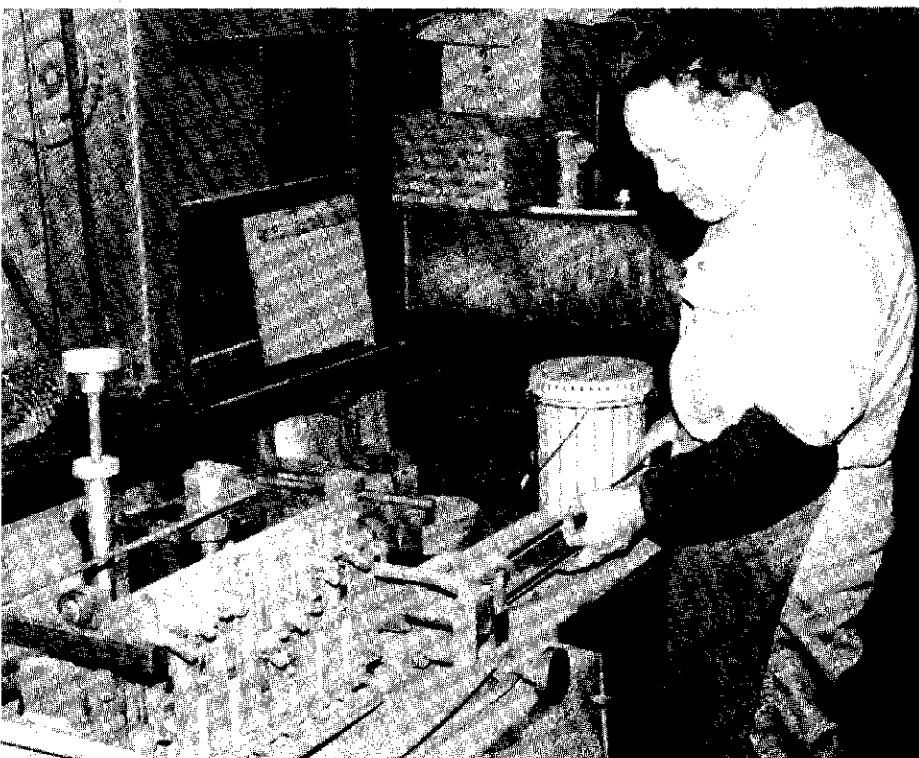




14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28
十日町市役所総務部

箴(おさ)を作って30余年

中条上町・樋口 寅作さん(67歳)



市政功勞で表彰

国土庁指定 克雪地域づくりモデル計画 まとまる

市街地には 流雪溝ネット ワークの整備

三月八日現在の積雪深（林業試験場十日町試験地）は、一メートル二センチです。昨冬と比べるとわずかに三分の一です。今年は比較的過ごしやすい冬ですが、本市にとっては、昨年のような異常豪雪をも克服できる市づくりが必要です。

このため、国土庁の指定を受けて、昨年六月から「克雪地域づくりモデル計画策定調査」を進めてきましたが、このほど調査内容がまとまり、県を通じて国土庁に報告することになりました。

道路除排雪

市内を、道路状況、家屋の集積状況、除排雪の実態を考慮して、次の四地域に区分し、今後の除排雪体制の基本方向を示しています。

市街地では

大規模な都市改造、市街化計画が困難な状況にあり、市街地の除雪対策としては、本市の地形を有効に利用した流雪溝による排雪ネットワークを基本とし、

地下水利用による消雪方法を加味した道路の除雪体制を組み立てることが、経済的で効率のよい除雪方法だと考えられます。

また、これと併行して融雪屋根の奨励、耐雪構造建築物の促進をはかり、市民の皆さんと一体となった総合的な克雪体制を日ざす必要があるとしています。

市街地以外の 平地地域では

国道一七号線、県道中条田川線、主要地方道小千谷十日町津南線の沿線地区のこの地域で

道路除排雪の基本方向

- (1)本市の道路除排雪は、基本的には地域状況に応じて機械除雪と、流雪溝及び消雪パイプの効果的な組み合わせで行う。
- (2)除雪ステーションや除雪機械の整備を、年次計画で進め、集落を結ぶ道路は、全て除雪路線として無雪化をはかる。
- (3)人口集中地区を中心とした市街地は、既存の流雪溝を含めた流雪溝ネットワークを整備し、効率のよい雪処理をめざし、市街地以外においても自然水等を利用した流雪溝を積極的に進める。
- (4)市街地の細街路を中心とした除雪のために、小型除雪機械を整備し、各町内レベルでの連携のなかで、屋根雪処理も含めた除雪体制を確立し、現行の町内委託除雪制度については補助率をあげる。
- (5)消雪パイプについては、地下水の枯渇現象を考慮し、基本的には既存整備路線の水源確保にとどめ、新規設置はしない。しかし、地下水の熱等を利用した閉鎖性の融雪パイプ等については、今後の研究とあわせて推進する。
- (6)歩道については、秩序ある屋根雪処理とあわせてその除雪、融雪、または圧雪を進め、歩行者の安全を確保する。
- (7)山間地を中心とした未改良路線については、合理的で安全な除雪のためにも積極的に雪崩防止施設等の設置も含めた改良舗装を推進する。
- (8)山間地については、無雪路線沿いに共同駐車場を整備し、車両交通の確保をはかる。

準山間地域では

この地域の主要幹線道路は、完全無雪化となっているため沿線に点在する集落の入口までは車輦通行可能であるが、集落内の道路は、春先きの雪割除雪です。

山間地域では

この地域は、積雪期間中は車が通れなくなっており孤立する。冬期間は、大型雪上車による圧雪、ブルドーザーによる定期

の間、車の通行はできなくなっています。年々集落内の幹線道路の無雪化は進められていますが、全戸の車庫までの除雪は経費的にみても困難な面が多い。

今後の方向としては、機械除雪の強化をはかる一方、無雪道路沿いに共同車庫や駐車場を建設し、通勤車などの確保をはかる方法が有効であると考えられます。

今後の方向は、雪崩防止柵など防雪施設の整備をし、除雪可能な道路改良を強力に進め、併せて大型雪上車による人と物との運搬体制を確立するとしています。

月日	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
月日	156	172	179	174	150	159	175	160	148	145	139	129	120	114	115	113	115	128	148	130	122	120	143	134	123	115	130	121		
昨冬	370	365	351	345	332	322	314	305	299	320	309	307	311	330	314	320	324	366	360	374	352	359	344	337	334	350	351	350		



積雪深の
比較

(十日町試験地)

月日	今冬	昨冬
11.8	14	0
10	12	0
15	0	0
20	0	0
25	0	0
30	5	0
12.1	3	0
2	10	0
3	26	0
4	22	0
5	17	0
6	12	0
7	9	0
8	4	0
9	3	0
10	5	0
11	3	0
12	1	0
13	8	1
14	24	7
15	23	45
16	36	49
17	40	45
18	32	36
19	26	44
20	20	60
21	19	80
22	18	96
23	16	93
24	21	92
25	35	76
26	30	64
27	23	80
28	20	112
29	17	110
30	13	165
31	10	154
1	15	139
2	24	135
3	19	179
4	10	202
5	8	232
6	19	242
7	30	235
8	23	242



屋根雪は屋根上で処理することを基本方向とし、雪おろしによる肉体的負担の軽減と日常生活での精神的な負担の解消をめざしています。同時に、屋根雪が道路上に投下されなくなれば効率的な機械除雪や効果のある消雪パイプが確保されるなど、その阻害要因が大きく取り除かれることになり、本市のような

屋根雪処理の基本方向

道路の確保とともに屋根雪の処理は大雪のための大きなテーマです。屋根雪処理の基本方向は次のとおりです。

融雪式屋根の開発推進

現在の融雪式屋根などは研究の余地が多分に残されており、雪処理全般についてのシステム研究についても、その地域にあった研究開発が必要であり、市内に雪に関する総合研究機関の設置を強く求めています。

雪の総合研究機関の設置推進

雪国都市では、融雪式屋根の開発推進に積極的に取り組む必要があるとしています。

屋根雪処理施設整備家屋に補助制度の確立

屋根雪の合理的処理の波及効果を考え、低利な貸付制度の確立や、さらに補助制度の導入などをして、その普及推進に努める必要があるとしています。

高床式家屋の推進

融雪式屋根家屋の過渡的なものとして、敷地の有効利用面も考え、高床式二階建及び三階建家屋を推進します。また、学校や保育所などの公共施設も高床

化をはかる必要があります。

建ペイ率など

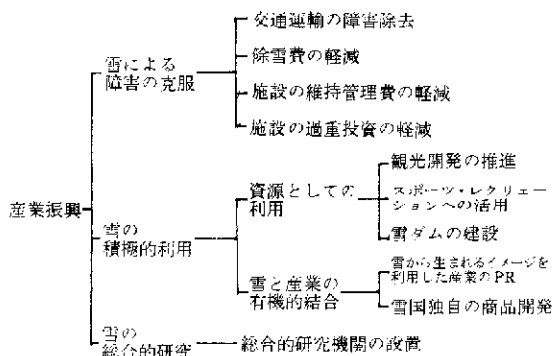
建築基準の改正

敷地内雪処理を行うため豪雪地帯に合った建ペイ率、道路幅員に改正する必要がある一方、固定資産税における小規模住宅団地の二百平方メートル以下についても、上限を三百平方メートルまで引き上げる必要があります。

秩序ある雪処理体制の確立

明る雪国都市建設のために

産業振興のあり方



(1)雪による障害の除去

- 用地の立体的利用をし、通路や駐車場の確保
- 集合、共同施設の建設で屋根雪処理の合理化
- 施設の多目的利用と利用率の向上によって施設の生産性の向上を高めると共に、施設の集合、共同による経費の節減

(2)雪の積極的利用

- 観光資源として雪を活用することで、観光産業を振興し他産業への波及効果をはかる
- 雪を利用したスポーツ、レクリエーションの振興と施設の充実により、従業員の福利厚生と優秀選手の育成によって産業のイメージアップと労働力の確保をはかる。
- 雪ダムを建設し、水資源としての活用をはかり、産業用水を確保し、除排雪とのシステム化により、水コストの低減をはかる。

(3)雪の総合的研究

雪の研究機関を誘致し、雪を総合的に研究し、雪の克服と利用を推進する

冬期生活環境整備の
基本方向

冬期生活環境の改善のために
次の施設整備を本市の重点課題

として位置づけています。

地域コミュニティ施設の
整備

整備

子供から老人までの市民が、雪国の生活を明るく楽しいものとし、健康増進や生活の改善をはかるなど多目的なコミュニティ施設の整備

雪国向き総合体育館の整備

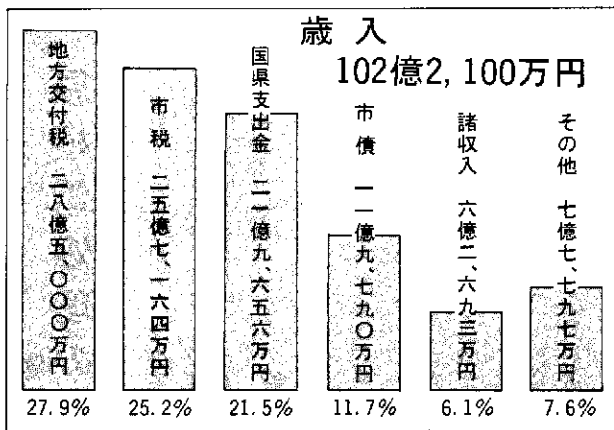
屋内体育活動の推進のために
高床式、トレーニングルーム付
総合体育館の整備

無線施設の
整備

情報を速く正確
に処理し生活機能
の確保、改善をは
かり災害や救急面
にも対応できる無
線施設の整備

ごみ焼却熱を利用した温水プール
やフラスターセンタ
ーの整備

月日	1.10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2.1	2	3	4	5	6	7	8
今冬	21	19	18	15	18	35	39	44	43	72	83	72	54	45	54	63	86	63	85	102	110	121	122	132	138	126	129	123	129	132
昨冬	223	282	310	350	335	344	318	329	332	319	331	346	372	373	350	330	338	336	359	344	366	353	335	340	339	345	341	324	315	333



**102億
2100万円**

4.3%増
初の100億円台

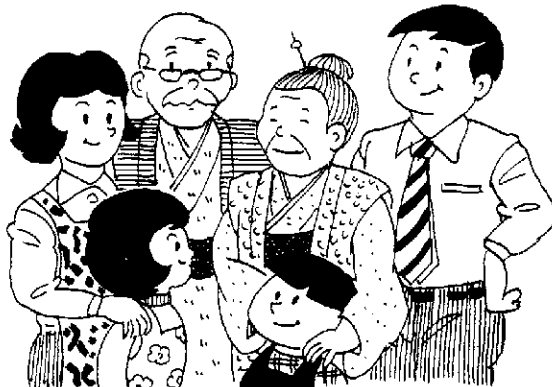
57年度一般会計予算案

市議会第1回定例会が3月5日から開催されており、昭和57年度予算(案)を審議中です。

57年度一般会計予算(案)は、前年度対比4.3%増の102億2,100万円で、初の100億円を超える予算となりました。

国民健康保険、簡易水道、診療所、下水道の特別会計の合計は53億1,362万円で1.1%の増となり、一般会計と特別会計の総額は3.2%増の155億3,462万円となりました。

57年度予算(案)をお知らせいたします。



教育・道路を重点的に 産業・克雪

市民1人が
負担する市税
51,600円

市民1人あたり
使われるお金
205,100円

昭和五十七年度の国家予算は、内需中心の景気の維持拡大をはかりながら、引き続き財政再建を強力に推進することを基本方針にして、前年度対比六・二%増の四九兆六八〇八億円(一般会計)と低い伸率になっています。一方地方財政計画も五・六%増にとどまり、戦後二番目の低率となっています。

「教育施設の充実」「産業の伸展」「克雪都市づくり」を中心に積極的に事業を押し進めるべく編成されています。

一般会計の予算規模は、百二億二千百万円で前年度対比四・三%増と、地方財政計画を下まわる低い伸率になりました。

歳入面では、市税が約二十五億七千万円(八・九%増)、地方交付税は二十八億五千万円(一・〇%増)となり、前年度同様に伸率、金額ともに市税を上まわりました。市税の固定資

産税において、税率改正によって約千二百万円の減税が見込まれます。国庫支出金は約十五億六千六百万円で、前年度より一億三千万円と大幅な減少になりましたが、この原因は、学校施設整備の予定校が増えたものの比較的小規模校のため、補助金にして約二千七百五十万円が減となったものです。県支出金は、約六億三千百万円で三〇・七%と大幅に伸びており、これは五十六年度に発生した農林災害の復旧費が大きな原因です。市債は三・九%増の約十一億九千八百

歳出では、物件費を中心に消費的経費を抑制し、さらに補助金見直し委員会の答申の主旨を反映させながら、投資的事業に振りむけられるかを最大の目的とした結果、約二十一億二千四百万円(予算全体の三〇・六%)を確保することができました。

投資的事業の主なものは一、総務費では、旭ヶ丘団地に建設される集会所に四百五十五万円の補助金を計上しました。

民生費では、中条保育園の新設補助金として千万円、鰐島保育所は改築工事完成に伴うプールの建設・前庭の整備等で六百七十万円を予定しています。

衛生費では、冬期間のへき地医療体制強化のため、患者輸送雪上車の購入費八百万円を計上

投資的 事業費を 確保

分担金及び負担金は二〇・九%増の約一億八千九百万円で、増の原因は、いずみ保育園がへき地から常設に変更されたためです。

寄付金では、年次計画で融消雪施設工事の地元負担を引き上げており、五十七年度も一%減(一十二%→一十一%)を実施します。また、流雪溝整備計画事業では、都市計画税徴収区域について地元負担をゼロとしました。

しました。(東下組地区を予定)また、下水道改良工事補助として四百五十万円計上しました。

農林水産業費では、農業の基本的条件整備のためにはまず圃場整備が必要であり、苗場下段地区の県営圃場整備補助金四百六十万円をはじめ、中条、下条地区の団体営圃場整備調査費五百万円、市単土地改良事業二千三百万円等を計上しました。

苗場山ろく開発事業は、もう一年金計調査継続として九百万円を計上しました。林業では、最終年度を迎えた第三次林業構造改善事業に約九千二百万円、森林公園造成二千万円などを重点事業として取り組んでいきます。

商工費は、二三・一%増となり、これは地場産業振興セン

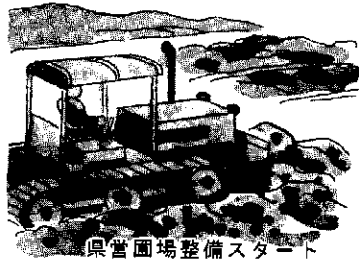
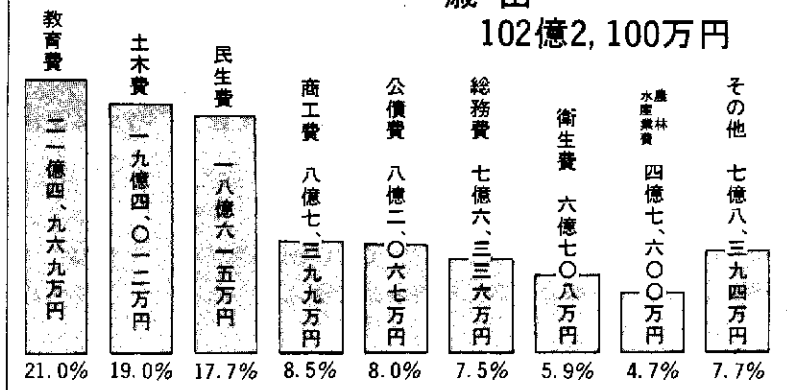
予算の主な使いみち

(単位万円)

●総務費	
電算委託	1,550
地域集会所施設補助事業(旭ヶ丘)	455
交通安全施設工事	800
こども市青少年交流補助金	120
●民生費	
中条保育園新設補助金	1,000
老人福祉センター管理委託ほか	1,293
●衛生費	
精神衛生共同作業所委託	200
へき地患者輸送用車(東下組地区)	800
●農林水産費	
農村地域定住促進対策事業補助金(神明公園舎)	3,763
水田利用再編対策市奨励事業補助金	1,000
集落開発センター(2カ所)	863
広域営農団地農道整備事業調査負担金	583
市早土地改良事業補助金	2,300
県営圃場整備事業補助金	1,460
森林公園造成事業	2,000
第二次林業構造改善事業	9,203
●商工費	
誕生色宣伝事業補助金	700
地場産業振興センター建設補助金	25,131
雪まつり委託料	1,200
観光協会委託料	850
商業近代化事業預託金	5,000
●土木費	
道路台帳整備事業	3,500
特改4種舗装(大黒沢新宮線、塚原線)	3,221
市道舗装原材料	3,000
道路改良(高山太了堂線用地費2,808合)	29,485
道路舗装	28,872
消パイ工事(公共2路線ほか5路線)	9,800
除雪費	19,231
橋梁(2橋)	4,000
河川改修	6,000
街路事業(4路線)	6,505
流雪溝整備事業(5路線)	7,600
公園事業(総合公園、上原)	3,100
国県道工事負担金	4,000
●消防費	
消火栓新設移設	866
●教育費	
名ヶ山小学校・屋体増改築	14,814
野中小屋体増改築	4,966
吉田中学校増改築	25,719
下条中学校(継続)・屋体増改築	19,369
中条中学校増改築	14,526
野中小プール建設事業	760
笹山野球場造成事業	23,816
●特別会計	
(簡易水道)	
六箇地区簡水新設	13,918
(下水道)	
公共下水道事業総額	298,300
●広域事務組合(十日町市分)	
防火水槽新設(10カ所)	2,030
消防ポンプ車	627
●衛生施設組合	
第一予備貯溜槽側面マンホール取付	1,000
酸化槽及び曝気槽補修	2,149

歳出

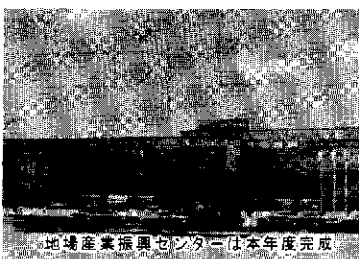
102億2,100万円



県営園地整備スタート



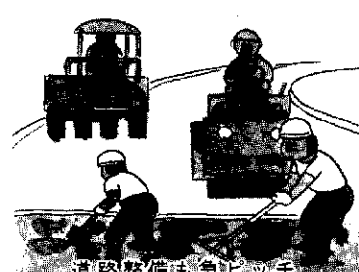
流雪溝ネットワーク整備



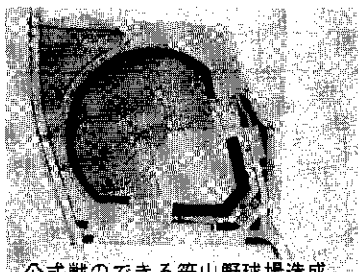
地場産業振興センターは本年度完成



進む学校増改築



道路整備も急ピッチ



公式戦のできる笹山野球場造成

国民健康保険会計では、予算総額十九億九千三百三十四万円で六・五%増となりました。助産、葬祭費の引き上げ、医療費改訂の通年化等から、保険料は十二・八%増の七億三千三百四十万円を計上しました。一世帯当たり十万七千八百十四円、一人当たり三万二千九百五十円の負担となります。

診療所特別会計は、二千三百六万円(一%増)となりました。

特別

ター建設補助金が約一億五千万円、商業近代化事業預託金として新規に五千万円が計上されたためです。また、織物産業に活路をひらくため誕生色宣伝事業に七百万円を補助します。

土木費では、道路で一線集中主義で改良・舗装を進める方針を堅持し、約六億四千四百万円を計上しました。街路事業では六千九百万円、都市公園事業としては十日町総合公園の用地買収費等を計上しました。そして雪害から身をまもり、これを克服することが市民こそ望むのであるため、重点施策である雪害対策経費には、消雪パイプ布設七路線、流雪溝整備事業五カ所、防雪施設、除雪ドザーなど約二億円を計上しました。中でも流雪溝ネットワークづくりのため市街地の流雪溝を整備するかわら、流雪溝整備基本計画に基づいた実施調査費

会計

簡易水道事業では、引き続き六箇地区簡水(麻畑、山谷、中村地域)を施行し、予算総規模は三億四千二百一十一万円(十・四%減)となりました。

下水道事業は、総額で一%減の二十九億八千三百万円となり、五十八年度供用開始にむけた整備を進めるとともに、第二期計画を一年繰上げて五十八年度から管渠工事に着手するべく、その実施計画を作成します。

として千万円が計上されました。教育費は、構成比二十・一%とトップ予算となっています。学校施設の整備では、下条中、名ヶ山小、中条中、吉田中、野中小の五校・六事業で約七億九千八百萬円の事業費です。また、野中小プールの建設、南中グラウンド整備で約千二百万円を計上しました。社会教育費では、中条笹山に本格的なスタンド付公認野球場(約五千四百人収容)建設を二億三千八百萬円で計画しました。

災害復旧費は、二百八十%増となり、五六豪雪による融雪災や台風十五号による被害の復旧に要するものが主な原因です。公債費では、八億二千万円、構成比で八%を占め、現時点では事業が山積するなかでも、財政の硬直化をもたらすことのないよう長期的な財政計画が必要になる

55年度 国民健康保険医療費の状況

昭和55年度国民健康保険医療費の状況をお知らせします。国保の制度では、被保険者のみなさんが、保険料というかたちでお金をだしあい、それに国と県が出す補助金と市の一般会計からの繰入金を加えて、もし

万一の病気や自損事故で治療を受ける際の費用の7割を支払いますが、その医療費の給付、療養費、高額療養費、出産の際の助産費、死亡されたときの葬祭費が支給されます。

(1)療養諸費費用額負担区分

(単位:万円)

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	国保優先
療養の給付	120,101	195,017	136,373	4,361	200	14,827
療養費	3,522	1,918	1,342	439	0	136
計	123,623	196,935	137,715	44,057	200	14,963

(2)療養の給付(診療費)内訳

	件数	日数	費用(万円)	受診率	1件当たり費用(円)	1人当たり費用(円)
入院	3,891	72,524	102,344	17.7%	263,028	46,673
入院外	92,141	178,469	70,608	420.2%	7,663	32,200
歯科	16,909	56,538	16,728	77.1%	9,893	7,629
計	112,941	307,531	189,680	515.0%	16,795	86,501

(3)1件当たり診療費用額推移

(単位:円)

年度	入院	入院外	歯科	計	
				金額	伸率
51	171,590	5,407	6,713	10,603	9.2%
52	194,965	5,961	7,457	11,942	12.6%
53	225,659	6,839	8,849	14,013	17.3%
54	237,193	7,390	8,954	15,291	9.1%
55	263,028	7,663	9,893	16,795	9.8%

(4)高額療養費負担区分別推移

(単位:万円)

年度	件数	費用額	保険者負担金	高額療養費	一部負担金	他法負担金	
						他法優先	国保優先
51	2,021	48,955	34,256	7,775	3,107	19	3,798
52	2,107	58,597	41,001	9,353	3,270	24	4,949
53	2,457	76,743	53,704	13,429	4,094	24	5,493
54	2,622	84,523	59,154	15,126	4,589	17	5,637
55	2,762	98,885	69,216	18,892	4,901	4	5,871

(5)助産費・葬祭費支給状況

(単位:万円)

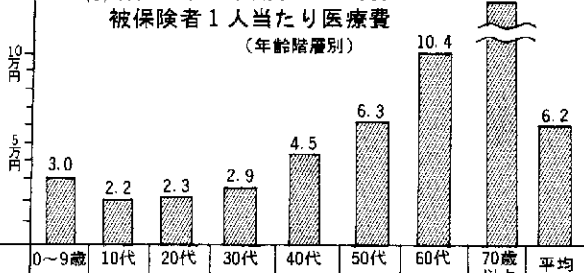
	助産費			葬祭費		
	件数	1人支給額	総支給額	件数	1人支給額	総支給額
51	228	4	912	222	1.5	333
52	246	4~9月 10~3月 4	1,194	208	4~9月 10~3月 2	369
53	242	6	1,452	200	2	400
54	182	4~11月 12~3月 6	1,208	193	4~11月 12~3月 3	459
55	201	8	1,608	221	3	663

(7)昭和56年5月診療分・病名別受診状況

疾病名	件数	日数	費用額(千円)
感染症及び寄生虫病(結核・下痢等)	196	636	3,800
新生物(良性腫瘍・病等)	109	602	17,630
(甲状腺中毒症・糖尿病等)	151	497	3,140
精神障害(精神分裂・うつ病等)	135	1,042	6,196
神経系・感覚器の疾患(中耳炎・神経痛等)	835	1,713	5,105
循環系の疾患(高血圧・リウマチ・心疾患等)	2,638	6,751	45,834
呼吸系の疾患(肺炎・喘息・気管支炎等)	1,746	3,449	18,392
消化系の疾患(胃炎・胃十二指腸潰瘍等)	452	1,344	14,568
泌尿生殖系の疾患(腎炎等)	245	849	12,392
皮膚・皮下組織の疾患(湿疹皮膚炎等)	485	916	3,541
(関節炎・リウマチ・腰痛等)	731	2,111	11,783
損傷・中毒(骨折・裂傷・挫傷等)	256	832	4,227
診断不明確・その他	215	500	2,768
歯科疾患	1,481	3,668	15,533
合計	9,675	24,910	164,909

(6)昭和56年上半期(4~9月)の

被保険者1人当たり医療費
(年齢階層別)



食生活改善で成人病予防

正しい食生活は健康づくりのきめでのひとつです。各家庭には今までの食生活があり、それを一度に切り換えることは抵抗もあるでしょう。食生活改善のために、徐々に正しい食習慣を身につけるよう心がけたいものです。いっぺんに食塩を減らそうとせず、段階的に徐々にへらして行き、その味に慣れた段階でつぎのステップに進むようにして、子供のうちから薄味に慣れることです。生理学的には、一日二グラム程度の食塩が良いといわれていますが、五十四年度の調査によると日本人の平均摂取量は十三・一グラムです。十グラム以下にしたいものです。

57年3月分から 助産費・葬祭費 支給額を改正

●助産費
八万円→十万円

●葬祭費
三万円→四万円

(三月一日以降の出産または死亡から)

精神衛生相談のお知らせ

● 期日 三月二十五日(木)
● 時間 午後一時半～三時
● 場所 保健センター

★つぎのようなことが気になるかたは、どうぞお気軽においでください。
○急に友達つきあいができなくなつた。
○何もしたくなくすべて煩しい。
○ノイローゼ気味で眠れない
○一人ごとをいう。一人笑ひ

○学校に行くのが急にいやになる。
○怒りっぽくなる。
○酒びたりで仕事をしない。
——相談は無料です。
代理のかたでも結構です。
(秘密は厳守します。)

大腿四頭筋拘縮症健康診査のお知らせ

筋肉内注射を受けた人で大腿部に皮膚のへこみや皮下にしこりがあり膝が十分に曲がらないよくしゃがめない、または肩の動きが悪い人などを対象にした検査です。(交通事故・先天性)

股関節脱臼の人を除く)
○日時 三月二十七日(土) 正午から午後二時
○会場 新潟市西保健所
○申込みは、市保健衛生課保健衛生係へ

耳を大切にしましょう

○耳あかかたまって硬くなりますと外耳道を塞ぎ、きこえが悪くなる場合があります。又素人ではとりくくので常にきれいにしておきましょう。
○耳あかをとるときは止めるなど使わないことです。清潔な耳かき、綿棒などをもちいしましょう。
○かぜを引いているとき強く鼻をかむと中耳炎になることがありますから片方ずつ軽くかむようにしましょう。
○かぜにより急性中耳炎をおこすことがあります。特に乳幼児の場合耳だれが出るまで気づかぬことがありますので発熱と共に痛みのある場合は早目に耳鼻科の診察を受けましょう。

(3月3日は耳の日)

第3回 出稼農業者東京集会

二月十一日、東京は上野の弥生会館において「第三回出稼農業者東京集会」が開催されました。郷土からは、池田助役、樋口農協組合長や県関係者など十三名が出席しました。今回は、県の共催事業として行われたもので、昨年より多い参加者(五十八名)が、郷土からの声のたより(こども、妻などの声をテープに集録したもの)に、熱心に耳を傾けていました。

遅い人は、五月ころまで働いて帰郷する人もいます。安全就労を願って行われるこの集会は意義深いものがあります。



下条地区

冠婚葬祭の簡素化へ第一歩

年々派手になってゆく地域の冠婚葬祭を地域全体で見直し、簡素化をしようと、下条地区(九百七十八世帯)では、簡素化申し合わせ事項を決め、この四月から各家庭で決まりを守って心のこもった付き合いをしましょうとを合言葉に簡素化の実践に第一歩を踏み出します。

三年前から始まった下条地区公民館主催の世代交流集会の中で端を発したこの簡素化への動きは、度重なる話し合いの中で地域住民全体の共通の認識の上に成り立っているもので、今後の成果が期待されます。

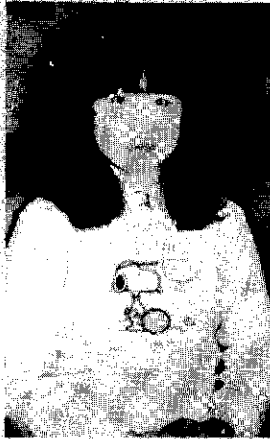
昭和57年度 冠婚葬祭簡素化申し合せ事項

項目	簡素化の要
冠婚葬祭費	10,000円以内 ●水引、花巻は廃止する。 ●引出物(紅白包)は、3,000円程度とする。 ●お返しは一回が望ましい。
3日の祝	3,000円以内 ●葬儀に参列して行なう。
33回忌	7,000円以内 ●葬儀、香米、餅巻、ローソクは廃止する。 ●礼状、お返しはしない。 ●花巻は廃止する。
葬儀	7,000円以内 ●お返しはしない。
出稼見舞	1,000円以内 ●部活の定めに沿う。
お返し	5,000円以内 ●お返しに付かない人。
上乗式	

- ◎この取り決めは、近親者でなく一般(近所等)を対象とする。
- ◎部落内に細かな定めがある場合は、これにこだわらない。
- ◎この取り決めは、毎年4月確認する。



ハース
カラーのお嬢さん
シリーズ No. 3



3月生まれ
ゆめよいざくら(夢宵桜)
PALE PINK
高橋政子さん(稲荷町西)

三月のバースカラーのお嬢さんは、三十五年三月生まれの高橋政子さんです。

高橋さんの誕生色は「ゆめよいざくら(夢宵桜)」。淡くやさしく春を告げる山桜の可憐なうす紅の色です。

高橋さんは、現在、信用組合のオペレーター。お客様の預金通帳の出入金や入金をコンピュータに打ち込む仕事です。

好きな色は、ワインカラーと青系統の色。原色は全く駄目で洋服も一着も持っていないとか。好きな色によって性格のわかるカラー占いによると、ワイン色の好きな人は「何事も平凡をきらい、高いプライドを持っていて、身のこなしや会話に、エレガンスを感じさせる人」とあり、青色の好きな人は「思ったことは何でもやろうという行動派タイプ」とときどき、せつかなところがあるが、妥協精でした。

神を失い失敗する恐れがある」とあり、高橋さんはカラー占いの通り相当な行動派。十八歳になったばかり絶対運転免許をとるのだと決めている、高校三年の期末試験が終った翌日から教習所で個人教授を受けて、三月八日のちょうど満十八歳の誕生日に試験を受けたとか。今年の二十二歳の誕生日には、東京まで新しい車を見に行ってきた。友達に彼が自動車会社に勤務していて社員価格で二割も安く買えるから、車の色はワインレッドです。音楽も大好き。フォークはさだまさし、ジャズは山下洋輔の大ファンで、自分では山田流のお琴を習っています。

雪国の人のものつとやかさと現代っ子的な行動力も兼ねそなえ、振り袖とジーンズの両方が似合うパールピンクのお嬢さんでした。

万一の事故に備え、農業従事者も



労災保険に加入を

補償内容

種類	内容
けが・病気	療養補償給付 病院などでかかった医療費、添い看護料、マッサージ料、通院費など必要と認めた治療費用とし、保険料によっての差はない
	休業補償給付 療養のため仕事を休んだ4日目から支給される。1日当たり支給額 休業補償給付—給付基礎日額の60% } 計80% 休業特別支給金—給付基礎日額の20% }
	傷病補償年金(長期の休業) 治療を始めて1年半たっても治らず、仕事ができない人は休業補償のかわりに年金が支給される。障害の程度により給付基礎日額は1級は313日分、2級は277日分、3級は245日分
	傷病特別支給金(一時金) 1級114万円、2級107万円、3級100万円
後遺症	障害補償給付 年金 障害の重い1級から7級まで支給される。1級は給付基礎日額の313日分、7級は131日分
	一時金 障害の8級から14級まで支給される。8級は給付基礎日額の、503日分、14級は56日分
	特別支給金 一時金で加算される。 1級は342万円、14級は8万円
死	遺族補償給付(遺族の保護) 年金 扶養されていた遺族に対して遺族の数に応じて支給される。1人の場合は、給付基礎年額の153日分、5人以上の場合245日分
	一時金 扶養されていなかった遺族のみの場合は給付基礎日額の1,000日分
	特別支給金 一時金で300万円
	葬祭料 ①定額で18万5千円と給付基礎日額の30日分 ②給付基礎日額の60日分のいずれか高い額

工場などで働く人達が仕事に事故を起こした場合は、労働者災害補償保険法(労災法)によって事故の程度に応じ、いろいろな補償がされています。農家の皆さんにも、この適用が受けられるように昭和四十年に法律が改正され、労災保険に

加入資格は、耕うん機、トラクター、田植機、コンバインなどの指定された農業機械を使用して農作業に従事する人はどなたでも加入できます。(農業機械の詳細はチラシ参照)
ただし、栽培組合のオペレーターについては、別途(一般)加入の手続きが必要となります

後日配布するパンフレットに

加入手続

国が定めている給付基礎日額の範囲(二千五百円〜一万六千円)で加入者が選んで決めることになっています。

保険料(掛金)

会と市農協が加入手続きの窓口になります。

【例】

給付基礎日額	給付基礎年額	保険料(年間)
3,000円	1,095,000円	6,570円
5,000円	1,825,000円	10,950円
7,000円	2,555,000円	15,330円

※ 給付基礎日額とは、災害があった時、受ける給付額の基本になります。一般の労働者は給料の額で決まりますが、農業者の場合は決められた賃金がありまので、この制度では加入者から自由に日額を選択していただくことになっています。

不明な点については、市農業委員会(☎七三一一番内線二六)か市農協企画管理課(☎七一一五七番内線一七)へお問い合わせください。

農作業の機械化が進むにつれて農作業中の事故が増加する傾向にあり、機械の大型化に伴って、危険の度合いも増えています。市農業委員会の調査では、農業機械による作業事故は昭和五十五・五十六の二カ年で、入院九人、通院四十四人にもなっています。

市農業委員会では、市農協の協力を得て、「労災保険の特別加入」に取り組んでいます。万が一、農作業中に生じた災害を補償するために来年度も是非みんな加入しましょう。

なお、加入申し込み用紙とパンフレットは、後日、農事連絡員さんお届けいたします。

「特別加入」が認められました。

加入資格は、耕うん機、トラクター、田植機、コンバインなどの指定された農業機械を使用して農作業に従事する人はどなたでも加入できます。(農業機械の詳細はチラシ参照)
ただし、栽培組合のオペレーターについては、別途(一般)加入の手続きが必要となります

指定された農業機械を使い、土地の耕作、開墾、植物の栽培もしくは採取作業、園場や園場の作業場において行う作業に限定し、対象になります。

補償内容

左表のとおりです。

補償範囲

し尿汲取り料金改定
衛生施設組合
し尿汲取り料金が、五十七年四月一日からつぎのとおり改定されます。

し尿汲取り料金は、現在、トリツトルあたり三十九円ですが、物価や諸経費の上昇、人件費の増加などにより、やむを得ず料金を改定するもので、このほど開かれた十日町市川西町衛生施設ありきりトリツトル当り
四十三円(現在三十九円)

設組合議会で議決されました。今後もし尿汲取り業務の円滑化と業者の責任体制の確立、サービスの向上につとめてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

苗場下段県営圃場整備事業

今春着工の条件整う

川治川右岸から水沢川左岸までの水田地帯のうち、二百五十七畧を受益地とする「県営圃場整備事業」(県圃)の施行申請が、このほど十日町農地事務所に提出され、この地域の圃場整備が県営事業として今春から着工出来る条件が整いました。

十日町市における圃場整備は、大正年間、太田島地区の耕地整理と、近年では昭和四十年代の構造改善事業で古田北部地区や細尾、中在家地区、団体営規模(十畧以上)では伊達西部、鑓坂地区の二カ所、県営事業(三畧以上)では馬場地区外九地区と少なく近隣町村に比べ大きく遅れています。

苗場下段県圃の経緯

この苗場下段地区は、初め国営苗場開発計画の中で進められてきました。しかし、国営事業としての着工条件が整わないこ

とから、水田圃場整備の遅れを心配する声が地元で高まり、昭和五十二年に下段の水田地帯を国営から分離し、県営事業としての計画準備が進められ、このほど関係受益者の同意(九十一%弱)を添え、五十七年に着工するよう施行申請がされました。

事業の概要

事業計画地域は、水沢から川治にいたる未整備田を中心とする十七の団地で、受益者は七百七十三名です。

計画では、水田の区画整理二百四十六畧、暗き排水二百三十四畧、客土八十一畧、畑の区画整理十四畧などで、水田の区画の大きさは標準で三十畧区画です。しかし地形によっては二十畧や十畧区画もあり、三十畧未満の区画が全体の六十七%になっています。

また農道や排水路の整備も併せて実施されます。

事業費及び事業費の負担

この事業の全体事業費は約二

十五億円で、十畧当りでは平均九十一万円になります。この事業費の負担は国、県、市と農家(受益者)で分担することになります。

県圃での国の負担は一般的には四十五%ですが、苗場下段地区の場合は一土地改良総合整備事業という制度をとり込むことにより約四十七%となり、県負担分二十七・五%と市負担分五・五%(県圃に限る)を加えると約八十%になるため、農家負担分は残り約二十%ということになります。

農家負担分は長期借入資金(二十年償還)で行くと、一年間の償還額は十畧当り約三万円ぐらになります。(五十七年見込単価での試算による)

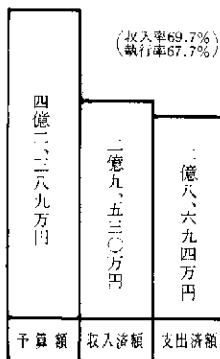
事業採択と工事

提出された施行申請に基づき県が五十七年度新規事業地区として採択が決定すると、今春から工事が始まります。

工事は通年施行(作付を一年間休み工事をする)によって行われ、団地ごとに順次進めますが全部完了するには七年間ぐらいかかるものと思われます。また、今年工事を予定している工区は、中村工区(六箇)、市之沢工区(水沢市之沢)の一部で約二十

財政のお知らせ

予算執行状況



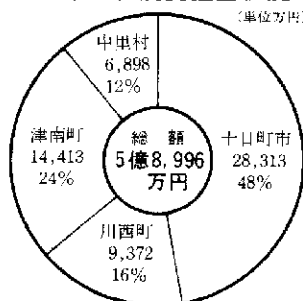
組合債の状況

ごみ処理施設	1億2,510万円
し尿処理施設	3億1,372万円
埋立処分地施設	561万円
清掃運搬施設	290万円
計	4億4,733万円

組合財産の状況

建物	4,731㎡
基金	10万円
公社債	新在町地
土地	町地

市町村別負担金状況



会計別予算執行状況

	予算額	収入額	収入率	支出額	執行率
一般会計	58,818	47,237	80.3%	44,172	75.1%
総合福祉センター特別会計	2,839	2,829	99.7%	1,498	52.8%
と畜場事業特別会計	3,235	3,239	100.1%	2,058	63.6%
計	64,892	53,305	82.1%	47,728	82.1%

組合債の状況

目的(事業名)	金額
消防庁舎建設事業	8,319
消防施設整備事業	1,741
総合福祉センター建設事業	3,365
と畜場整備事業	13,985
計	27,410

十日町地域広域事務組合

昭和五十六年十二月三十一日現在の十日町地域広域事務組合の財政事情を公表します。
昭和五十七年二月一日

十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長 諸里正典

十日町市川西町衛生施設組合
昭和五十六年十二月三十一日現在の十日町市川西町衛生施設組合の財政事情を公表します。
昭和五十七年二月一日

十日町市川西町衛生施設組合
管理者 十日町市長 諸里正典

国民年金保険料

国民年金保険料の納入は、地域の年金委員さんによる毎月集金と、一年前納の口座振替（年一回の口座引き落とし）制度で行ってきましたが、みなさんから、口座の毎月振替（期別引き落とし）を実施してほしいとの要望がありましたので、つぎのとおり、口座の毎月振替制度（期別振替）を新設することになりました。

昭和五十七年四月三十日まで申し込まれた方は、昭和五十七年六月分の保険料から、毎月

口座の毎月振替制度を新設 実施は57年6月分から

振替となります。

この毎月振替制度の新設で、さらに保険料納入者の利便をはかるというものです。保険料の納入について特段のご協力をお願いします。

申込み手続き

預金通帳と通帳に使用している印鑑、年金記号番号のわかるもの（年金手帳・保険料領収書など）を、振替希望先の金融機関に持参して手続きをしてください。

物価安定協力特別企画

不要品販売・交換会

十日町商工会 議所
消費者協会十日町支部

ご贈答用品などをはじめまだ使用していない商品がご家庭に眠っていることが多いものです。

これらをドンドン持ち寄って交換・販売いたします。

「お持ち込みの受付」

三月二十日正午から

交換・販売会場にて

提供品には相当額の共通商品券をさしあげます。

○益金は社会福祉事業へ

さい。

取扱い金融機関

第四銀行・北越銀行・大光相互銀行・新潟相互銀行・労働金庫（各十日町支店）・新潟県信用組合十日町支店及び下条支店
十日町市農協本所及び各事業所

口座振替納付への切替

五十七年六月分の保険料から口座振替納付を希望される場合、準備の都合で四月三十日までに

金融機関で手続きしてください。七月分以降については、おおむね次のとおりです。

金融機関で手続きをした日	口座振替の毎月
5月1日～6月14日	7月分以降の毎月
6月15日～7月14日	8月分
7月15日～8月14日	9月分
8月15日～9月14日	10月分
9月15日～10月14日	11月分
10月15日～11月14日	12月分
11月15日～12月14日	1月分
12月15日～1月14日	2月分
1月15日～2月14日	3月分
2月15日～3月14日	4月分
3月15日～4月14日	5月分
4月15日～5月14日	6月分

保険料額

五十七年四月から定額保険料が、一カ月五千二百二十円になります。付加保険料は一カ月四千円に変わります。

問い合わせは市民生活課年金係（六七―三二二番内線二一八）

銃砲刀剣類の登録手続き

銃砲刀剣類の発見届出をされて、その登録を受け引き続き所持を希望されるときは、県の教育委員会が開催するつぎの登録審査会で登録手続きを行い「銃砲刀剣類登録証」の交付を受けてください。

（この登録証または県公安委員会交付の所持許可証のいずれかがないと銃砲刀剣類は所持することができません）

化行政課へ。

下水道受益者負担金 第四期納期限は三月三十一日

下水道事業受益者負担金制度も今年度で三年を経過し、受益者の皆さんから負担金の納付にご協力をいただいています。

五十六年度第四期の納期は三月十六日～三十一日までとなっています。納期限までに納付くださるようお願いいたします。

水はいのち

水資源の供給 (2)

シリーズ
No. 12

十日町市に於ける水供給の現状 極めて厳格な水供給の現状 しいといわれる、私達のまちの水供給の現状にふれてみましょう。

まず、用途別の水源をみると、生活用水は、一〇〇％地下水に依存して、毎日、二万四千m以下五十四年度実績の水を地下から汲みあげ、私達の生活の為に使用しています。

工業用水についても、一〇〇％近くが、地下水により賄われており、日量にして一万二千mの地下水が産業活動に使用されています。

農業用水は、そのほとんどが地表水ですが、信濃川沿を中心、日量一万一千二百二十mの地下水がかんがい使用されています。又、克雪都市づくりにより、欠く事の出来ない流消雪用水は、国県、市道に布設された四十一kmの消雪パイプをはじめ、工業用、自家等の消費用として、日量五万二千mの地下水が使われています。

用途別の水源状況からわかる通り、毎日のくらしや、産業活動の基である、生活、工業用水が全て地下水であり、十日町市の都市機能は、地下水に委ねられているのが現状です。

しかし、その重要な地下水は、年々、水位低下や、枯渇井戸が増える等、地下水障害が顕著となり、昨年度、通産省が実施した地下水利用適正化調査により、冬期間、市街化地域に於いて、安全揚水量を、日量、三万二千mも超えて過剰に揚水され、現状のまま推移するとすれば、地下水障害として重大な結果を招く事が指摘される状況にあり、一、地下水が枯渇するとすれば、想像するだけで、背筋が凍る思いがします。

一方、地表水についても、日本一の大河信濃川も、私達にとっては、必要な時は、水無し川であり、水をめぐる厳しい現状がおわかりでしょう。

用途別主要水源		地表水	地下水
用途			
生活用水		○	○
工業 "		○	○
農業		○	○

市報
とおかまち

縮刷版

発行せまる

～一家の座右にぜひ一冊～

十日町市の四半世紀の
歩み・変遷が
一目でわかる編集
貴重な歴史の
保存版です



限定出版

申込みは

☎7-3111
(内線 235
236)

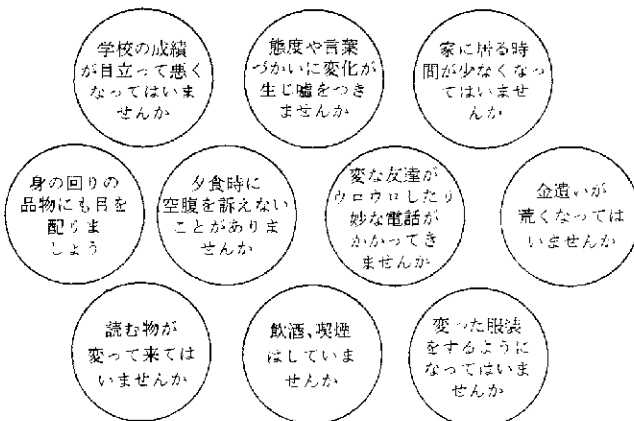
市役所総務部総務課
企画広報係

- 型式 A 4判1,200ページ
(上製本ケース付)
- 内容 昭和56年12月までの市報とおかまち・お知らせ版の全てを集録。年次別、事項別索引、年表付
- 価格 3,800円
(予約価格3,500円)

非行防止は家庭から

青少年育成十日町市民会議

非行の兆しを家庭でチェック!



■人生の経験者としての親の暖かい目で絶えず観察を続け、兆しを
読みとりましょう。"補導されてから叩いても既に遅いのです。"

青少年育成のために寄付

～プレーコーナーロビンフット～

「プレーコーナーロビンフット」(榊
ホクエー代表取締役長谷川弘さん)
ではこのほど青少年育成のため青少
年育成市民会議(会長田辺要蔵)に
27,800円を寄付されました。



寄付する根津さん(写真左)と
田辺さん(同右)

昭和五十七年度

能力再開発…訓練生を募集

県立魚沼高等職業訓練校

県立魚沼高等職業訓練校では
転職を希望される人、離職され
た人を対象に訓練生を次の要項
で募集しています。

■募集する訓練科

○木工○建築○左官○建設○
配管科の五科。定員はいずれの
科も十名。入校日は四月で期間
は一年となっています。

■訓練中の特典

(一)授業料は無料です。

(二)実習用器具等は貸与しま
す。

(三)生活を保障をします。

■申し込み方法

最寄りの公共職業安定所にお
申し込みください。

■詳細の問い合わせは

県立魚沼高等職業訓練校(☎
〇二五七九四・二四一〇番)ま
たは、十日町公共職業安定所
(☎七二四〇七番)へ。

第12期 婦人電気教室

募集中です

- ◆期間 4月～10月(7回コース)
- ◆時間 13:30～16:00
- ◆内容 電気の知識、修理実習、上手な使い方、電気料
金、新潟火力(発)見学、料理実習
- ◆受講料 1,000円 ◆定員 40名(3月末日〆切)
- ◆申込先 東北電力㈱十日町営業所サービス係

☎2-3107

※ご近所、お友達とご一緒に是非申込みを!!

明日の親のための講座

新婚さん いらっしゃい 婚約さん

回数	月/日(曜)	内 容	講 師
7	3/22(月)	生活設計のすすめ	県立女子短大 浅 妻 康 二先生
8	3/25(木)	家庭とは 家庭内のコミュニケーション	兵庫教育大 俵 谷 正 樹先生

■時間/夜7時～9時 ■会場/十日町市民館(本館)
■受講料無料

56 市民大学講座

考えてますか 老後の問題

～いつかくる道高齢化社会の生き方を問う～

回数	月/日(曜)	内 容	講 師
3	3/19(金)	女の老後を考える ～老後は余生ではない～	評論家東海大講師 島 田 と み 子 先生
4	3/29(月)	私と地域の 老後問題 (パネルディスカッション) ～今考えなければ ならないこと～	宗教学者 小林賢秀さん 山口医院 山口和子さん 主婦 星名チイさん ボランティア 高梨泰子さん 司会 公民館長

■時間/夜7時～9時 ■会場/十日町市民館
■受講料無料

※2/25お知らせ版(7P)と内容が変わっています。

市税などの

前納報奨金制度改正に

十日町市税条例などが一部改正され、前納報奨金や督促手数料が次のとおり改正されましたのでお知らせします。

市税前納報奨金の改正

について

市県民税と固定資産税の前納報奨金の交付対象は、第一期の納期限までに、第二期、四期までの税額を全額納入した場合にだけ交付されるようになります。

前納報奨金の計算の仕方は前納報奨金第二期の税額×千分の五×12月(二期、四期分までの前納月数の合計)となります。

国民健康保険料は

国民健康保険の保険料については、第二期の保険料を第一期の納期限までに前納した場合、第一期から第六期までの保険料

たとえば、年税額十萬円の場合は次のとおりです。
二萬五千元(第二期分の税額)×千分の五×12月=十五百元
ただし、計算した報奨金が三十万円を超える場合は三十万円を限度とします。また、計算した報奨金額が百円未満の場合と百円未満の端数は交付されません。

を第三期の納期限までに全額納付した場合に前納報奨金が交付されるように改正されました。計算方法については、市税の場合と同様です。

下水道事業受益者負担金の

前納報奨金も改正

下水道事業受益者負担金については、五十四年度から五年(二十回)分割で納付されてお

前納報奨金は、いつの時点での納付でも交付対象となっていました。したが、今回の改正により、五十七年度中の納付については、第一期の納期限までに五十七年

ふるさとの旬の料理 ⑫

身欠鯿甘煮

材料(4人分)

身欠鯿(生干) 500g
砂糖 100g
醤油 Cさ
とうがらし 1本
酒 Cさ
水あめ 大1

調理法

①身欠鯿はよく乾いたものなら米のとぎ汁に1晩つけて翌日よく水にさらして2〜3時間して渋味をぬいてからつかう。生干はよく洗って油やけしているのは、ざっと熱湯をくぐらせる。

②①を1本のまま鍋に入れたつぷりの水に分量の酒を加え1〜2時間弱火で煮る。
③②に分量の砂糖、とうがらし1本をそのまま加え1時間ぐら煮る。
④③にのこりの砂糖、醤油、水あめを加えてまた1時間以上とろ火で煮ふくめる。

身欠鯿の酢びたし

材料(5人分)

みがき鯿 5本
針しょうが 大2
酢 大3
砂糖 大1さ
醤油 大3

調理法

①生干の身欠鯿をよく洗って3コ〜4コに切り、とぎ水でさっとゆでるか、むし器で3〜4分むす。
②酢、砂糖、醤油で合せ酢を作り、針しょうがを加えて①をつけ込む。1晩位たつと味がしみておいしくなる。

(郷土料理研究会 いろいろ会)

督促手数料も

市税、国民健康保険料、下水道事業受益者負担金などの督促手数料が、五十七年度の賦課分から、件五十円から百円に改正されました。

前納報奨金や督促手数料などについてのお問い合わせは税務課管理取納係(番七三三、一番内線二〇六)か下水道課管理係(内線二五七)へ。

寄付ありがとう

社会福祉事業へ

▼金沢久子(峠) 一万円
▼太田貞二(南鏡坂) 一万円
▼羽根川莊利用者 六千四百六十一円
▼中央クラブ(会長小林啓次) 八千七百九十九円
▼十日町家政専修学校 一万八千四百六十六円
▼内藤直義(控木) 千円
▼たきみやシート店(高田町三南) 三千円
▼中在家・市之沢老人クラブ 二千円
▼高橋美容院外 千円
▼シージョシ新潟本部 車椅子二台
▼匿名(中条病院) シャンパー、リンス各十本
交通遺児・交通安全施設へ
▼サークルアルファ(代表田川直樹) 一万円
▼村山喜美子(美雪町三) 三万円
▼羽根川荘へ
▼樋口長一郎(西浦西) エ

アポット二個 香典返し

▼八島勉(田川町) 五万円
▼尾身芳松(馬場四) 一万円
▼関口貞作(山本三) 一万円
▼渡辺芳男(稲荷町三本通り) 十万円
▼古沢英男(北鏡坂二) 五万円

停電のお知らせ

▼三月十五日(月) 正午〜午後四時 上新田第一、廿日城、下条栄町
▼三月二十五日(木) 午前九時〜午後一時 四日町第一、第二、第四の各一部、四日町第二の全部
▼三月二十九日(月) 正午から午後四時まで 仙之山平、渡野、二子、願人、塩野

あとがき

○昨年の三月八日現在の積雪は二五〇cm、今年はその一二cmです。異常豪雪の体験の中から、克雪都市宣言、雪処理に関する条例の制定、克雪フェアの開催、克雪地域づくりモデル計画の策定など、一歩ずつ着実な克雪の歩みが進められています。



巡回内職相談・市民相談室

三月十九日(金)午前十時〜午後三時